

第三十八回国会 参議院大蔵委員会会議録第二十四号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)

午前十時四十七分開会

委員の異動

五月十六日委員佐野廣君辞任につき、その補欠として迫水久常君を議長において指名した。

五月十七日委員迫水久常君辞任につき、その補欠として佐野廣君を議長において指名した。

本日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として戸叶武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

大竹平八郎君

理事

上林 忠次君
佐野 廣君
成瀬 幡治君
天田 勝正君

委員

大谷 齋雄君
梶原 茂嘉君
西川甚五郎君
林屋亀次郎君
堀 末治君
山本 米治君
木村禧八郎君
戸叶 武君
永末 英一君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 田中 茂穂君

日本専売公 谷川 宏君
社監理官

大蔵省理財局長 西原 直廉君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

日本専売 松隈 秀雄君
公社総裁
日本専売公 三枝 正勝君
社販売部長
日本専売公 坂口 精君
社生産部長

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○製造たばこの定価の決定又は改定に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○大阪港及び堺港並びにその臨海地域
の整備のため発行される外貨地方債
証券に関する特別措置法案(内閣提
出、衆議院送付)

○委員長(大竹平八郎君) ただいまか
ら委員会を開きます。

委員の異動について御報告いたしま
す。去る十六日付をもって委員佐野君
が辞任され、その補欠として迫水君が
委員に選任されました。十七日付を
もって迫水君が辞任され、その補欠と
して佐野君が委員に選任されました。

○委員長(大竹平八郎君) 右の結果、
理事一名が欠けることになりましたの
で、委員長は、前例に従い、成規の手

続を省略し、理事に佐野君を指名いた
します。

○委員長(大竹平八郎君) 製造たばこ
の定価の決定又は改定に関する法律の
一部を改正する法律案を議題とし、補
足説明を聴取することにいたします。

○政府委員(谷川宏君) 製造たばこの
定価の決定又は改定に関する法律の一
部を改正する法律案の補足説明を申し
上げます。

この法律案は、四月二十五日本委員
会において大蔵政務次官から提案理由
を御説明申し上げました通り、日本専
売公社が昭和三十六年二月一日から試
製販売している葉巻たばこ「バンドール」
及び同年三月十五日から試製財売して
いる葉巻たばこ「グロリア」を今後継続し
て販売するため、日本専売公社製造た
ばこ価格表に追加すること、及び従来
から販売していた葉巻たばこ「アストリ
アの型式中「太さ一五ミリメートル」
とあるのを「中央部の外周四七ミリ
メートル」という表現方法に改めるこ
とを内容とするものであります。

現在、日本専売公社におきまして
は、国内産葉巻たばこは昭和二十七年
以降「アストリア」銘柄だけを正式販売
しており、最近は相当数量を輸入品に
依存しておりますが、戦前に
おける国産葉巻たばこは九銘柄の多き
を数えたこともあり、またその販売数
も輸入葉巻たばこを含めた現在の販
売実績を相当上回るものであります
ので、葉巻たばこの今後の需要の増加

を考え、専売益金の増収をはかるた
め、日本専売公社におきましては、本年
二月一日から一本百八十円の高級葉巻
たばこ「バンドール」を試製して販売して
おります。また同じく三月十五日から
一本五十円の中級葉巻たばこ「グロリア」
を試製販売しております。これらはい
ずれも発売後わずか二、三カ月を経過
しているにすぎませんが、アストリア
の売れ行きは三十三年度約六十五万
本、三十四年度約百五十五万本、三十五年度
約百五十八万本と逐年上昇しておりま
すこと、また戦前における葉巻たばこ
の販売状況が、輸入葉巻たばこを含め
て大正八年、最高でございましたが、
約六百七万本、九一年の平均でも
約二百四十万本であったこと、及び短
期間ではあります、バンドール、グ
ロリアの販売状況等から見まして、今
後も良好な売れ行き状況を示すものと
予想されますので、これらを継続して
販売するため、今回価格表に追加の措
置をとらうとするものであります。

次に、紙巻たばこの型式は、その長
さ及び内周の両面から規定し、葉巻た
ばこ「アストリア」は長さ及び太さの両面
から規定しております。葉巻たばこ「ア
ストリア」の場合、直径という意味で太
さという表現を用いていたのでありま
すが、葉巻たばこは正確には円筒型と
は言えないので、直径で表示すること
は必ずしも適當ではないと考え、でき
るだけ正確を期するため、紙巻たばこ
が巻紙の厚さを除く意味で内周という
表現を用いることに対応して、葉

巻たばこの場合は上巻に葉たばこを使
用しているの外周という表現を用い
ることとし、アストリアの「太さ一五
ミリメートル」とあるのを、新しく追
加措置をとりました「グロリア」と同様
に、「中央部の外周四七ミリメー
トル」という表現に改めることにいたし
ました。

以上がこの法律案の提案理由の補足
説明でございます。何とぞ御審議の
上、すみやかに御賛成下さいますよう
お願い申し上げます。

○委員長(大竹平八郎君) 質疑のある
方は順次御発言を願います。

なお、専売公社よりは松隈総裁、三
枝販売部長、坂口生産部長が出席をい
たしております。

○天田勝正君 この法律案は、法律案
自体としてはきわめて簡単な法律です
が、私は前のハイライトのときもこの
名称について問題にしたわけですが、
これはもうすでに試製して販売してい
るものでありますけれども、一体グロ
リアだのバンドールだの、どうしてこ
のごろかたかな文字が専売公社は好き
なのか、そこらがどうも了解に苦し
む。どうしてこういう名前をつけなけ
ればならないのか、この際お聞きをし
たいと思います。

○説明員(松隈秀雄君) 製造たばこの
名前をつけるにあたりましては、いろ
いろ苦心をしておるのであります。結
局、たばこも民衆に売られるわけであ
りますので、民衆に歓迎されるというこ
とが必要でありますので、その呼び

名、同時にそれをもとにしました意見を考案することになっております。そこで、名前の方から考え、それを同時に意匠化した案を部内で募集をいたしまして、それをさらに公社の相談相手になっていただいているいわゆる専門家と申しますか、その方面の人の意見も聞きまして決定するのであります。が、どうも内部のそういう方面に關係してはいる人も、最近は何層が非常に若くなつておりますので、部内から出てきますいろいろな案が、どうしても日本の固有名詞よりも外国名の方が、案としてよけい出て参ります。それから、圖案化した場合も、やはり外国名前でローマ字で入れる方が圖案としておもしろい、こういうようなことになって、得点数の多いものを採用するというような傾向にあるわけでありまして、

○天田勝正君 この葉巻はあまり民衆の方には実には關係がないので、きょう決定されそうなパンドールだつても一本百八十円でしょう、グロリアが五十円でしょう、アストリアが三十円。あんまり民衆の方には關係がないので、大蔵省だの専売公社だのには、えらく学のある人が多過ぎるから、そういうことになるかも知れぬけれども、この間のハイライトは、おそろしくスラングで、多分米語だと思ふのだけれども、ところが、このパンドールは何かラテン系だね、フランスとか……グロリアというものは、グロリアスという形容詞の場合は英國の国歌にあるけれども、こういう形容詞でない場合最後に母音で終わるといふのは、これ

はやはりラテン系でしょう。その下に今度フロア・ファイナというものは、何て読むのかわからぬが、これはイタリー語でしょう。こういうものでなければ民衆の方がどうも親しみが持てないというものは、とても理解に苦しむところなんです、(「インターナショナル」や「呼ぶ者あり」)おかしいと思うのですね。民衆とは無關係で、外国人がたかさんのみまますからこういうふうにしてしまったという話ならわかるけれども、民衆の方が親しまれるためにこうだといふのは、まことに理解に苦しむところなんです。どうですか、この点は。

○説明員(松隈秀雄君) パンドールは、実は公社のたばこ愛好者の方々にお集まりを願っているパイプクラブというのをごさいますして、その辰野隆先生、非常にパイプたばこの方の熱心なファンであり、同時に葉巻についても非常にいろいろの御意見のあるお方でありまして、その方のサゼッションでパンドールというのには非常にいいというようなことを伺ひまして、それであるほど金のクジヤクというところで、模倣化したときに非常に豪華に見えて、一本百八十円もするたばこであるというのと、これをキリの箱に入れて極彩色の圖案にして出したというのには、金のクジヤクというのは非常に圖案化しやすいし、圖案がきれいになるといふので、公社でも意見が一致したと、こういうようなわけでごさいますして、公社独自ではなくて、それぞれ關係しておる方面の方の意見も聞きつつ決定をしておるんであります。これは小売店の消費者調査というようにもやつてお

りますので、そういう面からの声も資料として公社としては取りつつあると、こういうわけでありまして。

○天田勝正君 これは結局、名称の決定はあれですか、そういういろいろな諮問機関というほどのものではないにしても、意見を聞く。しかし、最終決定はこれはあれですか、総裁さんですか、それとも大臣さんですか、どちらなんです。

○説明員(松隈秀雄君) 最終決定は総裁であります。その前に商品計画委員会というものを設けてありまして、そこで討議をいたします。その商品計画委員会にかける前に關係方面の意見、ことにたばこについて熱心であり、いろいろふだん御意見を出すお方おるといふような工合でございます。なお、先ほど来申し上げております通り、名前と同時に、それを圖案化して、圖案の上でもなお工合がいいかどうかということをおあわせ考慮して、こういう実情でございます。

○木村禧八郎君 関連して。ただいまの御答弁ですと、圖案化したときで、ね、やはり非常に何と申すか、魅力のある、買いたたいという欲望を起すようないい圖案を考案するの、それにはローマ字あたりが非常にいいとお話でしたが、私は最近日本の字でも非常にいい字があると思ふのです。書家なんかで。特にまた最近では字でも絵みたいなのが、この前のごとく海外に少し出たのですが、そのときパリからベルリンに行くとき飛行機の中でドイツの人に会ったので

すね。僕はピースを持っていたのですよ。このピースは日本のシガレットだと言ったら、これは日本のたばこじゃないかなにかと言ふのですよ。ピースとなつて、これがお前の国のたばこか、と言ふのですよ。なるほど、そう言われて、みんな日本のたばこじゃないかと思ひますよ、これで。それで、やはり私はそのときそう思ったんですが、天田さんの質問で思ひ出したんです。やはり日本語にもいい日本語があるのだし、どこの国だつて自分の国の文字なり言葉というのがあるから、やはりそういうもの、その、それで圖案化した場合も、このごろの書家なんか非常にいい絵みたいなのも書きますし、いい書家に頼めば圖案だつていいものがあると思ふのです。それから文字だつて、日本の国民がこれもおもに吸うんですからね。私は何だか、民族の自主性という少し大げさですけども、自分の国の言葉なり自分の国の文字というものを尊重し、これをまた美術化するなり何なりする、そういう着想というものが、必要だと私は思ふのですよ。さつきインターナショナルというお話がございましたけれども、ものによつてはインターナショナルの必要なものもありません。しかし、何でもかんでも横文字——前にいわゆる西洋かぶれというものがありません。そういうものの残存があると思ふのですよ。なごりがね。何でも英語ならいいもので、まあ洋行というやうな言葉がはやりましたが、それで自分の国のいいところ、自分の国のやはり文字なり言葉のいい点があれば、それをやはり政府が専売というものを考える場合に、何か

圖案する場合にも取り入れるという着想というものがあつてしかるべきじゃないかと私は痛感したのですが、私は天田さんの質問に同感なんです。だから、今後そういう工夫もされたらいかがでしようかね。

○説明員(松隈秀雄君) 御意見ごもつともな点もございまして、なお御趣旨は商品計画委員会の方にも私から強く伝えまして、今後の検討に資するようになつておると思つております。

○大谷賢雄君 天田、木村両先生から名称のお尋ねがあり、御意見も拝聴しましたが、私も全く同感です。まあ一面、今のお話だと、民間のたばこ愛好グループの辰野先生等の御意見を聴取されて、新しい感覚をもつて若い人たちの、若い世代の気持をキャッチする、こういう意味でこの名前をつけられたということもよくわかりました。そのこと自体、私はさつきとインターナショナルと言つたんです。専売当局が外務省的な感覚をもつて大いに日本の若き世代に國際的感覺を導こう、こういうやうな気持も、これもまた私はこういうハイカラな名前をつけるということも一面いいことだと思ふ。しかし、今木村先生がお話のように、私も外国へこのごろ行きまして、やはりピースの話が出たんですよ。どこの国のたばこかわからぬ、のんでみると、大へんおもしろい、これだけのたばこです。これジャパンドと言つて、ちよつと奇異の感をもつながら持つんです。ですから、やはりデザインの問題でも、やはり日本の国内の最近のデザインというものは大へんな進歩をしておるのです。先般社会党の大

デザインなんというものはなかなかマートで、何でも、なかなかいかし

ましたよ。ああいうように日本のデザ

イナーも非常な進歩をしています。で

すからね、やはり日本の商品を海外に

輸出をしよう、たばこをのましてやろ

う、こういうやはり意気を示す点にお

いては、私は一面インターナショナル

なこういう名前もけっこうだと思いま

すけれども、やはり海外の人にたばこ

を、一つ日本専売公社が世界のたばこ

市場を攪乱してやろう、こういうよう

な大きな意図をもって、日本的なデザ

イン、また呼称をもってゆくといいこ

とは、非常に日本の品物を海外に宣布

するといふ意味においても非常に大事

だと思ふんですが、その点どう考えて

おるか。

○説明員(松隈秀雄君) いろいろ御意

見が出ましたんで、あるいは従来接触

している公社のまあコンサルタント・

グループでも申しますか、そういう

方面が少し狭過ぎるということであれ

ば、もう少し範囲を広げるなり、新し

い方面についての目的つけどころを交

える、こういうようなことについて注

意して参るようになりたいと思つてお

ります。

○大谷賢雄君 そこで、今この見本に

ちようだいたしたグロリアにしても、こ

なつておられるのですか。

○説明員(三枝正勝君) パンドール並

びにグロリアについての、そういう先

生のおっしゃいましたような市場調査

は詳しくはしてありません。確実な

データはまだ出ておりませんけれど

も、今後とも調査いたしたいと、こうい

う工合に考えております。今パンドー

ル並びにグロリアは、そのものについ

ての確なお答えになるような調査は

まだいたしておりませんけれども、そ

の他の調査としては、たとえば、これ

は逆の例でございますけれども、先般

来昨年の十月から両切りの外国たばこ

を市販にいたしておるわけでございます

が、その際に今のお話とは逆に、外

国たばこを買う際にピースのような外

国たばこをほしいと、こういう消費者

があつたというような調査はいたして

おりますけれども、お話そのものにつ

いての調査はまだいたしておりま

せん。

○大谷賢雄君 そこで、これはぜひ私

は、まあ若人たちの気持を引きつ

けるような、ちょっとハイカラですわ

ね。ちょっと買いたいというふうな感

じがしますがね。そういうことで知ら

ず知らずの間に、外国のものがいいの

で、日本のものはつまらぬから、外国

の名前をつけて、デザインも外国的に

するといふような単純な考え方でい

ておるとすると、これは私はとらざる

ところだと思ふのです。その点は十分

に一つ御調査を願つた上で、単純にお

やりになるということは私はどうかと

思う。そこで、これは今、あなた何で

ですか、グロリアというのはイタリア語

ですか。

○説明員(三枝正勝君) グロリアは英

語でございます。

○大谷賢雄君 パンドールというのは

どこの言葉ですか。

○説明員(三枝正勝君) パンドールは

フランス語でございます。金のクジャ

クという、先ほど総裁のおっしゃっ

た金のクジャクという意味でござい

ます。

○大谷賢雄君 ハイライトはどうで

す。

○説明員(三枝正勝君) ハイライトは

英語でございます。まあ先般もこの委

員会で、いろいろスベルの問題につ

いて論議になったわけでございますが、

まあ最近の英語には略式で書かれるよ

うなスベルがありますので、図案化す

る際においてそういう点も考慮いたし

まして、簡略にいたしましてハイリ

iteと、こういう工合に書いて、

私も英語からとったわけござい

ます。

○大谷賢雄君 それで、その意味はど

ういうんですか、意味は。

○説明員(三枝正勝君) ハイライト

は、まあ焦点を合わせるとか、いろい

ろニュース、ハイライト、今週のハイ

ライトとか、いろいろありますが、そ

ういうそのときの一番問題になるよう

な事柄であるといふような意味でござ

いまして、まあ通俗的にハイライト、

ハイライトといふことは大衆化された

英語になっておりますので、とったわ

けでございます。

○大谷賢雄君 で、それならあなた、

このハイライトというのは日本語でど

ういうんですか。日本語へ翻訳すれば

どうなんですか。(「ないね、ちょっと

日本語には、びったりしたのはいない。)

と呼ぶ者あり)

○説明員(三枝正勝君) まあそれほど

最近においては日本語化された英語で

あるということでございます。

○大谷賢雄君 いや、日本の言葉での

どういう意味を、ミーニングを持って

おるかということをお尋ねしたいの

で、あなたハイライト—子供はまあ

はいちやい、はいちやいや。ハイライ

トと言いませんで、あなた。ある種

の種族は、ハイライトとは言いません

わ。まあしかし、ここでははばかりま

するから言いませんが、そこで、どう

いう意味なんですか。ぴんとこぬわ、

わかりません。

○説明員(三枝正勝君) 日本語で申し

上げますと、強い光を当てると、こう

いう意味もあると思ひます。

○大谷賢雄君 と、輝く光というこ

と。それなら、アストリアということ

はどういう……。

○説明員(三枝正勝君) アストリアは

星という、金の星なりああいうスター

というところから変化された言葉で、

やはり日本語で訳すると、まあ星とい

うことでございます。

○大谷賢雄君 スターというのです

か。

○説明員(三枝正勝君) まあそういう

意味でございます。

○委員長(大竹平八郎君) 大谷君に一

言御注意を申し上げます。ただいま天

田君質問中、関連質問であります

から、なるべく簡単にお願ひいたし

ます。

○大谷賢雄君 グロリアは。

○説明員(三枝正勝君) グロリアは、

まあ栄光とかたたるという、たた

えることを名称にした意味でござい

○大谷賢雄君 わかりました。そこ

で、スリーエーは。

○説明員(三枝正勝君) スリーエー自

体は、そのものは英語の単語でも何で

もないのでございまして、Aという文

字を三つ並べたという、そのものが一

つの名称になっておるわけござい

ます。

○大谷賢雄君 そこで、今私がお尋ね

をしましたように、知っておる言葉も

あれば、このハイライトなんていう言

葉は、ちょっとまだぴんとこぬので

が、そこでこのパンドールを御発売に

なる。そこで、これは日本の言葉でい

うと金のクジャクである。大へんよろ

しい。非常にノープルで大へんいいと

思ひます。これはあれだ、パンドー

ルと書いたって、金のクジャクだと思

う人はだれもないが、一体その日本語

的PRはどうなるおつもりでござい

ますようか。

○説明員(松隈秀雄君) 一本売りで

とはつきり出ませんけれども、箱ごと

買っていただきますと、箱の裏には金

のクジャクが羽を広げている絵が出て

おりますので、まあそれから想像して

いただけるものと思ふのであります。

○大谷賢雄君 これは非常に重要な問

題ですから。これはあなた、やっぱり

一本だつて、中にパンドールとは金の

クジャクであるといふこと、PRは、

私は日本人である人々にのませようと

いう場合には、日本人をこれはフラン

ス人にしてよというなら別だが、これ

は私は非常に大事な問題で、パンドー

ルよりもむしろ「金のクジャク」の方

が非常に高貴な名前前で私はいいと思

う。だから、そういう点について、P

Rの点について十分私はお考えを願わ

る。

第五部 大蔵委員会会議録第二十四号 昭和三十六年五月十八日

参議院

三

なければいかぬじゃないかと、こう思うのですが、この点いかがですか。

○説明員(松隈秀雄君) PRについては公社も非常に力を入れておりまして、PRの面は御趣旨に沿いたいと思

います。ただ、商品の中に注釈をつけるといふのは、まあ商品のイメージをこわしますので、それなら初めから日木的な名前の方がいいと思います。そういうことにつきましては、先般もこの大蔵委員会で御意見がございました。また今日重ねて御意見がございましたので、先ほど申し上げましたように、商品委員会ではいろいろ検討をいたしましたので、その委員会に御意見が

あった旨をよく伝えまして、今後検討いたしたいと思ひます。

○大谷賢雄君 最後です。それはあなた、ここに説明を加えることはイメージをこわすとおっしゃいますが、それはあなた、金のクジャクが羽を広げたこの絵が一枚あって、パンドールとは日本の言葉で金のクジャクであると書けば、それは実にイメージなんか絶対こわれない、パンドールより「金のクジャク」の方がもっとイメージそのものだと私は思いますが、それはイメージをこわすとのあなたの主観的な発言はちょっと私意外ですが、どうなんでしょうか。

○説明員(松隈秀雄君) これは人々によっていろいろ見るところ、あるいは意見も違ふかと思うのでありますが、注釈つきがいいかどうかというところはかなり問題でありますので、注釈を要するかどうかであれば、最初から注釈しない方がいいような名前の方がいいんじゃないか。その意味で、パンドールとつけたのがまずいとおっしゃられ

ればごもっともな御意見とも思われま

すので、今後検討いたしたいと思ひ

ます。
○大谷賢雄君 ちよと、そういうこと言っているやしませんよ。そんなことなら、初めからパンドールという名前になしに、「金のクジャク」にした方がいいと、そういうことはかたくなな考えです。そんなこと言っているやしませんよ。パンドールがいいとっている。同時に注釈を加えろと言っている。パンドールという言葉はチンプンカンプン、私はフランス文学やったけれども、初めてだ。そんなものは注釈ではないが、美しいデザインのパンドール、「金のクジャク」とやってみたら、なさい、注釈でも何でもなし。あなた、このたばこ金のクジャクの羽のごとく光彩を放ちますよ。おかしいですよ。こんなおかしな言葉は、ちよとと説明して下さい。かたくなことではどうもならぬ。

○委員長(大竹平八郎君) 大谷君、関

連質問ですから、またあとで時間がありましたら……
○説明員(松隈秀雄君) 二種類の、英語名と日本語名と二つつけるがいいかどうかという、商標としてデザインとしても、二つになるような、帯封がパンドールといえパンドールを思わせるような英語なりフランス語なりの帯封もするし、その上に「金のクジャク」とつけるのはいかがかについて、これはいろいろ専門家の意見も聞いて検討いたしたいと思ひますので、今日直ちにいいか悪いかということとはむずかしいと思ひます。御意見のことはよくわかります。

○大谷賢雄君 けれども、私の質問を

誤解してああいふ言い方というものは私には承できませんから、また他の機会に言ひます。

○須藤五郎君 関連して、皆さんの意見

を聞いてみると、僕はやはりこういう不満があると思うのです。日本人でありながら、やはり外国文字に追従し過ぎはしないかという点だろうと思ふのです。それは戦後日本に現われたたばこのみならず、あらゆる面に現われた風潮だと思ふ。これは私は改めて

いたしたいと、こういうふう

に考えて、たばこでも富士と書いてある日本字で書いてある、あれは大へんいい図案だと私は思っているのです。そこで、ピースのことで、ピースという言葉は日本人に親しみ深い言葉であり、図案としてもすぐれた図案だと思ひます。ピースのかわりに、ピースのあの箱の上に「平和」と書いて下さった方が、私はもっとすぐれているんじゃないかと思ふのです。たばこ一つ買つたに、平和、平和という言葉がやばり全部の国民の中に入ってくる。ピースという言葉では平和ということ

がびたつと来ない。せつかく平和という言葉をいながら効果が薄いと、う点からも、あれは「平和」という名をつけてもらった方がいいと、常に考えておるものなんです。だから、そういう点で特にたばこのような宣伝力のあつたもの名前をよく考慮していただいたらいかがいじゃないか、こういうふうには私

は考えるものです。

○天田勝正君 私はまあ、名前のこと

をあんまり長くやるという迷惑だろうと思つてあれしたら、木村さんからだいぶん私から聞けばとうとう意見を聞いて、そう迷惑でないという自信を

得たわけですが、私はきょうこへ資

料を持ってこないからあれですが、言うまいと思つたのですが、昨年の新聞で、ニューヨークに日本人の書家があるのです。どの新聞ですか、出たことがある。これは私びっくりした。この人が書家として三十年ニューヨークで通っている理由は、日本字というものは絵であるということなんです。向こうの人の評価がね。それで、向こうの人には文字としてはわからないのに、その人に字を習いにも来れば、その人が書家として通つておる。驚くべき記事を実は見た。ですから、日本人が、松隈総裁のおっしゃる通りに、横文字でないとうも図案したときに工合が悪い、こういうふうにおきめになつておられるけれども、ところが、案外向こうでは日本字の方がよほど絵である、文字はわからないけれども、何かそういう象徴的に書くと、逆に意味がわかる。確かにそうでしょう。日本は象形文字をだんだん変形したので、文字そのものが絵になるし、ま

た意味もわかる。こういうふうになさすればスラングぞろいといつてもいいくらいのアメリカでさえもそういう認識をしております。日本の文字に對して、こういうことでありますから、ここで数委員の方がそれぞれおっしゃつたのであるから、これはやはりただ答弁というだけじゃなくて、私は真剣に考える必要がある。

もう一つは、これ自体はまあ一本百八十円もするのだから、とても大衆のものでないから何をしてもいいというあれもありませうけれども、ハイライ

のときは、私もこれは古くコロンビ

ア大学を出た人に聞いたことがある。コロンビア大学を日本人で出ておられながら、h i l l i t e という字を知らなかつた。これは驚くべきことです。これはまともな文字や言葉、それから付き合う相手もまともな人と付き合っているがゆえに、おそく知らなかつたのだらう。結局まあ多分そうだらうと、私の判断の方が、あのまん中にちよとと光があるものだから、要するに高い光と、結局それが焦点というふうなことだと解釈して、おれはそう思うのだがと言つて、こつちがむしろ注釈をしたという事実がある。ですから、こういうこともやはり十分考え

てもらいたい。私は話は飛ぶようだけれども、外国へ行くと、どの町へ行つても、何かその町へ来たというよな感じを受けると思ふのです。だから、一べんしか行かないコペンハーゲンあたりの絵を見ると、うことがすぐわかる。ところが、近ごろ写真で上の方からとつた日本の町じや、これが東京大阪かわからないです。そういうことでもあまりにまねが激し過ぎるのであつて、私は日本に

来たという気持はおそく外人が持たないのではないだろうか。ただ、羽田から大森へ来る途中の何があまりきかないので、まあ日本に来たという感じを受けるだけで、写真などで東京を見たつて、東京やら京都やらというのわからぬでしようから、何もこつちの文字で宣伝したつて、やがてオリ

の宣伝ができる機会だ。そういう場合に、たばこ一つでもこのものやわらからぬというよりも、日本のものだということがよろしいのだし、それが宣伝しにくいなどというものはあり得ない。というのは、われわれみたいに、ほんとうに片言も言えぬところの人間が聞いても、向こうの人は氷川丸だの秩父丸だの今だつてちゃんと知っているのですよ。向こうの名前にどっちかという注釈をつけて、秩父とはどういふ英語だという注釈をしたためしはないのです。氷川丸なんていうのはどういふのだという注釈をしたためしはないのですが、そんなものはかれこれ二十年先のことですよ。その船は、だけれども、今でも知っておる。それがわれわれみたいな口のきけないものに對しても話が出て、言っていることは私にもわかる。

あまり話が長くなって申訳ありませんけれども、そういうことなんですから。向こうのものを注釈するのも一つの方法でしょうが、逆にこっちのものをそのまま覚えさせるというのが最も私はいいと思う。こういうことは一つぜひ、意見の言い放しでありまして、別段答弁を求めてもどうにもしようがないのですけれども、私はまあこの際、大蔵省においても、この専売公社についても、そういうことも考えてもらいたい。先ほど木村さんのおっしゃったことも、やはり非常に示唆に富むことなので、そういうことは謙虚に一つ聞いてもらいたいという注文だけいたしておきます。

それで次に、この際お聞きします。紙巻たばこは従来、それぞれ税金が、専売益金としてよろしいのです

が、地方税の関係もありますが、そういう部分ですね、たばこの価格、それ以上積みになります。益金、税金、こういうものはいつも資料を出されておるのですが、今回決定しようという三種類についてはそういう部分がいかがになっておりましたか、この際一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○説明員(三枝正勝君) パンドールにつきましては、一本当たり百八十円の定価でございますが、その率が申し上げまして五七・四〇というのが利益率になっております。その中には消費税も含まれておりますが、そういうことになっておられます。それからグロリアにつきましては四二・三〇が一本当たりの百五十円の中に含まれておる利益です。こういうことになっております。

○天田勝正君 アストリアは

○説明員(三枝正勝君) アストリアは一七・二〇でございます。

○天田勝正君 そういたしますと、これは一般の者の口に入らない高級なたばこが、一般が消費する紙巻たばこよりもきわめて安い税金と、こういうことになりませんか、そうでですか。

○説明員(三枝正勝君) 率といたしましては、紙巻たばこに比較いたしましたら幾分低くなっておりますが、この定価をきめる際における検討といたしまして、現在公社で外国から輸入いたしております葉巻もあるわけでございますが、その葉巻のパンドールにつきましては、マジエスティックスというものが一本当たり二百円になっておりますが、その品質の面から、それからまた輸入しての均衡を見まして、そして百八十円というふうなものをつけた

わけでございます。それからまた、戦前において、国内で売っております葉巻が、両切りとの均衡をも考慮いたしたわけでございますが、大体において、戦前においては高級の葉巻が、当時売られております葉巻たばこの一本当たりの定価にいたしまして、一本当たりの四倍なり五倍当の価格であったというふうなところの見当もつけまして、パンドールにおいてはそういう価格、それからグロリアについても今申し上げましたような価格を決定することにしたわけでございます。率としては低いわけでございますけれども、一本当たりの金額というものは、パンドールを一本買った対しまして、ピースを四個ぐらい買ったというふうなことで、率としては低いけれども、一本当たりの絶対額が高いので、まあ今申しましたような均衡ということも考えまして百八十円なり五十円という値段をつけたわけでありませう。

○天田勝正君 これははなはだもつて妙なことで、まあ織物の消費税があつたころのことを引き合ひに出してはおかしい話ですが、その場合に、それはあなた、農家の人が作業に着る紺がすりか、それはごく少ない税金しかかけられない、金紗の着物は高いと。それは売り値も高いし税金部分も高いことだ。大衆の着る方が金額にしてもパーセントにしても低い税金の方がしるべきだ。ところが、私がこれを聞いたのは、普通の紙巻が七五〇くらい税金を取られて益金部分がある。これは多少低いなどというのじゃない。一番パーセントを高く取っておるパ

ンドールでも五七〇ですから、それが二〇も違う。今度アストリアに至つては一七・二〇というんですから、普通の一般の者が消費するのから見れば、これは七〇も六〇も違うと、こういうことになるでしょう。それは論理的におかしいじゃないですか。売り値も、ごく一部の人が吸うものについては値段が高い、その中に含む利益部分、税金部分は高いのだ、こういうことではないと、一般の国民はどうも私は承服いたしかねると思つたのですが、どうですか、それは。

○説明員(三枝正勝君) 紙巻たばこにつきましては、先ほど七〇何〇というお話がありましたけれども、大体六〇〇代でございます。従いまして、パンドールにいたしまして約一〇〇の見当は低いわけでございます。まあ率としてはそういう工合に約一〇〇程度低いわけでございますが、一本当たり含まれておる税金の額から申しますと、先ほど申しましたピース四個分くらいとパンドール一本の絶対額、まあ大体そういう大ざっぱにいつて見当になりますので、先ほど申しましたような理由で適当じゃないかと。

○天田勝正君 それね、おかしいんだ。全然初めの出発点がどうもわれわれの考えと違ふので。だって、物品税をまあこへ引き合ひに出すもおかしなもの、物品税の場合だって、大衆の消費のものはほとんどはずして行く。しかし、ぜいたく品の方は一番最後まで残すし、そのパーセントも高い。それが普通だ。ぜいたく品は、宝石類とか、もともと値段も高い。値段も高い上に、さらに宝石なんぞ使う人は少ないのだから、よつて奢侈税という形で税

金をよけい取る、こういう式なのが普通なんですよ。たばこだつても、一本百八十円のものも吸えるなんというものは容易に吸えるものじゃないですよ。いふものじゃないから、そこらは値段も高からうけれども、さらによけい税金を取つたつていいという考えになつてこなければならぬと、私はそう思う。これはどうなんですか。専売公社だけでそういういいとか悪いとかでないでしようから、大蔵政務次官はさつき了解を得てよそに出ちやうたから仕方がないですが、これは監理官来ておられますから、大蔵省の考えを聞きたいですな、一つ。税金の問題ですか。

○政府委員(谷川宏君) お答え申し上げます。ただいまの御質問、まことにごもつともであると考えておる次第でございますが、そのたばこの定価の中に占められます納付金の部分につきまして理論的に考えてみますと、もちろんその大部分は税金、消費税相当額でございますが、理論的に申し上げると、そのほかに企業利潤というものが入つておるわけでございます。消費税相当額と企業利潤部分と分けることができませんれば、非常にその点明確にお答えできるわけでございますが、両方入つておられますので、ただいま定価に對して五七・四〇が売上金の利益になつておりますが、その五七・四〇のうち消費税相当額が幾ら、企業利潤部分が幾らというものが現在の制度のもとにおきましては明確に区別できないわけでございます。なお、紙巻たばこにつきまして、ことしの予算で申し上げますと、平均いたしまして六五・九〇、約六六〇が利益でございます。

すが、同じようにそのうち企業利潤部分が幾らということをお答えするようないかなる制度になつていないわけでございます。

ところで、その企業利潤の部分につきましては、定価に対して比率で考えられるのか、あるいは定額で考えられるのか、これは理論的には非常にむづかしい問題であらうと思ひますけれども、一つの商品の利潤というものを考へてみますと、一般的に申し上げますと、価格の高いものにつきましては比較的利潤が低い。すなわち、その物の製造に要する労賃あるいはその他の要素を考へてみた場合に、それが大体同じような労賃が支払われるとした場合におきましては、むしろ固定資産税の償却部分その他企業利潤部分というものは定額的な考へ方で考へられておると、かように考へるわけでありま

す。そういったするならば、百八十円の中に占めるところの利益の、百三十四の税金部分を引いた企業利潤部分、それから紙巻たばこにおける同様なものが定額的なものであるとすれば、それを差し引きました消費税相当額というものは、今はっきり数字でお答えできないわけでございますが、必ずしもパンドールにおきまして低いということには理論的にはならないと、かように考へます。しかしながら、今天田委員のおっしゃったことはまことにごもつともでございます。高級贅沢品につきましては、できるだけ消費税相当部分は高くあつてしかるべきだと考へ

ます。以上のような次第でございます。先ほど公社販売部長も御説明申し上げ

ましたように、同様な品質の輸入品との価格、これは関税の關係がございまして、葉巻は二〇〇％、一般の紙巻たばこは三五五％という関税率が現在定められております。そういう関税率の差を考へますと、同質の輸入品との権衡を考へまして百八十円という定価をきめた次第でございます。

なお、外国におきましてはどうかと調べてみますと、西歐諸国におきましても、紙巻たばこに比しまして葉巻の消費税は若干低いわけでございます。これは専売国以外の自由販売の国におきましても、葉巻の税率は若干低い。これは、金額がかさむという点からいたしまして、かようになっておるんじゃないかと考へます。

以上のようなわけでございます。今後価格を大蔵省といたしまして審議いたします場合におきましては、十分にその点を考慮に入れまして、なるべく御期待に沿うようにして参りたいと、かように考へます。

○天田勝正君 御期待にと言つたつて、およそ苦しい答弁なんです、聞いても汗が出るんだが、そういうお話をされました、やはりせいたく品、一般大衆向きでないもの、値段の高いものというものは、これはたばこに限らず、これは一般論としても金額は高い。それから、利潤部分であらうと、税金部分であらうと、それは高いのが普通なんです。ごく最近、新聞を見られた方は知つておられるでしょうが、たとえば銀座四丁目のかどの三愛の店のある敷地が日本じゅうで一番地所が高いんだそうですが、あそこで商売をやつてみて、宝石のごとく一番利潤が高くて、床面積について売り上げの高

いものをやつても、あの土地を使ったのでは引き合わない。よつて、これは広告の場所にするんだと、こういうことなつて、ですから、宝石などはそういうわけが高いし、それから奢侈税もかかるし、またさらに利益も非常に多いと、こういうのがあたりまえなんです。ところが、この葉巻の場合、今まアパンドールは五七・四％ですけれども、アストリアは一七・二％です。商売でもされたことのある人はすぐおわかりのように、どだい利益部分というものは一割ないし二割なんです。生産者であつても、そうするから、一七・二％というのは、これは大体企業利益部分と、こういうふうに見て差しかえない。そうなる、今度はアストリアというものは、どだい税金部分はないんだと、こういうことになつちまう。そういふふうになりませんか。どうなんですか。

○説明員(三枝正勝君) アストリアにつきましては今天田委員のおっしゃつた通りでございます。公社といたしましては、将来をどういふわゆる税金部分のないようなものについては現在製造を中止したい、こういうふうにお考へておるわけでございます。

○政府委員(谷川宏君) 私からも補足して御説明申し上げます。アストリアにつきましては、昭和二十一年に製造を開始して以来、昭和二十二年に若干値上げをしたわけでございます。が、その後昭和二十二年の定価が今の定価と同じでございます。その後十四年間定価が据置きになつております。で、製造経費がその後相当たくま

んかかるとなつておるわけでございます。最近におきましては値上げをしたという声もあつたわけでございます。が、大蔵省といたしましては、値上げをするというところについては、一般論として必ずしも好ましくないということもございまして、しかし、損してまで売るといふことは問題でございます。新しい二つの製品が発売されました機会におきまして、消費者の動向等も十分考へ、また財政の見地からいたしまして、この問題は早急に解決をしなければならぬと考へておりました。そこで、できるだけ早く新しい製品の製造が順調に伸び、そして消費者が新しい製品に対して需要が固まるといふ機会を見まして、できるだけ早くアストリアにつきましては製造をやめるといふことを公社に対して申しておる次第でございます。

○天田勝正君 この質問だけで長くなりますが、われわれからすれば、ピースもそうしよちゅう吸つておるわけじゃないので、ピースだつてもいささか大衆のものとは実は言いがたい。けれども、そのピースでも、国に貢献するところは、一箱につき、おそらく二十七円か八円貢献しているはずですよ。ところが、さっきのお話を聞いておるといふと、片一方は葉巻の方が値段が高いから、普通のたばこ何箱も消費するだけは一箱でしようの、こういうお話があるけれども、アストリアに似たところで、グロリアを例にとつてみたところで、とてもこの一つだけの方は国に貢献しませんよ、どう考へたつて、アストリアでいえば一七・二％です。かりにこれを二〇％にしたつ

て、五円くらいのものでしよう。そういうことになる。グロリアが五十円にして四二％にしたつて、ピース一箱分の貢献はしない。それがおかしいということなんです。よ、何と言おうとも、せわれわれのものではないものが議題になつておるのですから、言ふなれば、高かろうと安かろうといふことだけけれども、国に貢献する部分だけを考へていふならば、それは一般大衆のたばこの方がよほど貢献している。こういうことになつて、これは少しか、この点、總裁などは。

○説明員(松隈秀雄君) たばこの場合におきましては、先ほど説明がありましたが、消費税部分と事業益の部分とがございまして、比較的高い小売定価のたばこには高い消費税が盛つてあり、比較的小売定価の低いものには低い消費税が盛つてあるわけでありまして、それははっきり出ておらない。それをほつきり出た場合には、消費税部分あらかじめきめて、そしてあとは製造原価でかげんして、相当の製造益が出るように仕組まなければならぬのであります。現在の公社の制度から申しますと、税金、消費税率がきまつておらないし、税金の出し方も、一応間接経費のようなもの本数割りにして割りつけてあります。これももし真に製造原価を見ようとするならば、安いたばこには、一般管理費の割りかけも安くし、高いたばこの方に一般管理費の割りかけを高くすると思つておりますが、実

は、五円くらいのものでしよう。そういうことになる。グロリアが五十円にして四二％にしたつて、ピース一箱分の貢献はしない。それがおかしいということなんです。よ、何と言おうとも、せわれわれのものではないものが議題になつておるのですから、言ふなれば、高かろうと安かろうといふことだけけれども、国に貢献する部分だけを考へていふならば、それは一般大衆のたばこの方がよほど貢献している。こういうことになつて、これは少しか、この点、總裁などは。

益もあまりないところと、それから手続もめんどうであるために、平均的な割りかけをしておる。それから個々の製造業を調節するためには、安いたばこは、工場も比較的手入れをしない古い工場のみで、原価を上げないようにして作つていくというふうなことが考えられるわけでありますが、実際問題といたしますと、公社が一体となつておつて、工場が古くなつて参りますれば、やはり定価の低いたばこを作つておる工場でもこれを改築するということになる。改築するということになれば、できるだけ最新式の工場にしたいということ、その工場はやはり相当固定設備が高いものにつく。こういうようなことも出て参りますので、現在たばこの場合においては、たばこは葉巻について御指摘がございましたが、紙巻たばこの場合においても、比較的、利益率というものは、消費税と企業益と合わせたものであります。それが接近して出されておる、こういうのが実情でございます。今後、消費税を軽減するというような問題が起つて参つた場合に、公社としてどういう処置をとるかということ、その辺もただいま申し上げましたような事情も考慮しまして十分検討しなければならぬことだと思つております。

よ。国民の方から見れば、どの道、専売益金という形になろうと、また地方のたばこ消費税の形であろうと、国もしくは地方公共団体に結局、名称はどうあれ、貢献しているかどうか、なす、問題は、だから、それを区分しようといふと、われわれの方は一向差しつかえないのです。問題は、高いものが買える人たちの困りなり地方公共団体に貢献する比率がおそろしく低くて、一般の「いいい」だの何かを吸っている人たちが比率の高い負担をしているということ、論理的におかしいじゃないか。これを言っているんです。ですから、それでさっきの答弁を聞くと、そう言つたつて片方で何箱も消費する分を片方は一本分で負担しているのだというけれども、そうじゃないのじゃないか。今現実にその数字を見れば、アストリアに例をとれば、今、さて今度はこれをやめると言ひ出したけれども、やめるのは先のこと、アストリアにすれば税金部分は一つもなかつたのと同じだ。片方は、この一つでも二十七円か二十八円は負担している。話が違つてないかと言つておられるので、私はむしろ何か質問をすり変えたみたいによそのことを言われるよりも、それはどうも考えてみればおかし、大いに直す努力をいたしますというところの方が私はいいと思つた。どうなんですか、おかしと思つたのかね。それを思ふか思わないかなんだ、問題は、考え方が変わらよ。

分その点を考えまして、そういうような方向でできたいと私も考へておりますが、現在のバンドール、グロリアにつきましては、先ほど申し上げましたように、外国から輸入して参ります同品質のたばこの関税率が、紙巻と葉巻とが三五五と二〇〇と違つていて、関係がございまして、その外国輸入葉巻との競争の関係をございまして、百八十円と五十円ということにきまつておるような次第でございまして、今後一般的に定価を考へ直すとき、あるいはまた新しく葉巻製品を出す、あるいはまた高級なたばこを出します場合におきましては、考へ方としては天田委員のおっしゃることがもとでございまして、十分その点を頭にに入れて参りたい、かように考へます。

もは心配されるんですが、そこで耕作及び葉タバコの生産がここ数年どういふふうに変つておられますか。生産部長御存じですかね、耕作反別及びその葉タバコの生産量、数年でいいから、
○説明員(坂口精君) 昭和三十一年から申上げますと、昭和三十一年が七万六千三百三十二ヘクタールでございまして、三十二年が七万二千五百二十八ヘクタール、三十三年が六万七千五百一ヘクタール、三十四年が六万一千八百八千九百七十二ヘクタールでございまして、三十六年は、ただいまから植付検査をやるわけでございまして、わかりません。量目、目方の方でございまして、三十一年が一億五千九百九十七万六千九百グラム、三十二年が一億四千七百七十七万八千キログラム、三十三年が一億二千八百五十九万六千キログラム、三十五年が一億二千六十五万二千キログラムでございまして。

参つたのでございまして、そこへもつて参つたのでございまして、消費が横ばいなし、一年は下降したのであります、下降いたしました、非常にストックが過剰になつて参つたわけでございまして、それによりまして公社といたしましては、種類によつて違ひますけれども、黄色種の方の在庫過剰が非常に著しくなりまして、三十一年以降減反を、これはわすかでございますけれども、はかつて参つたのでございまして、タバコ耕作にはいろいろな乾燥室その他の施設が要りますので、減反いたしますことは非常に耕作者に迷惑をかけることになりまして、自然に労働力関係等でやめたい方も相当あるわけでございまして。

よ。国民の方から見れば、どの道、専売益金という形になろうと、また地方のたばこ消費税の形であろうと、国もしくは地方公共団体に結局、名称はどうあれ、貢献しているかどうか、なす、問題は、だから、それを区分しようといふと、われわれの方は一向差しつかえないのです。問題は、高いものが買える人たちの困りなり地方公共団体に貢献する比率がおそろしく低くて、一般の「いいい」だの何かを吸っている人たちが比率の高い負担をしているということ、論理的におかしいじゃないか。これを言っているんです。ですから、それでさっきの答弁を聞くと、そう言つたつて片方で何箱も消費する分を片方は一本分で負担しているのだというけれども、そうじゃないのじゃないか。今現実にその数字を見れば、アストリアに例をとれば、今、さて今度はこれをやめると言ひ出したけれども、やめるのは先のこと、アストリアにすれば税金部分は一つもなかつたのと同じだ。片方は、この一つでも二十七円か二十八円は負担している。話が違つてないかと言つておられるので、私はむしろ何か質問をすり変えたみたいによそのことを言われるよりも、それはどうも考えてみればおかし、大いに直す努力をいたしますというところの方が私はいいと思つた。どうなんですか、おかしと思つたのかね。それを思ふか思わないかなんだ、問題は、考え方が変わらよ。

分その点を考えまして、そういうような方向でできたいと私も考へておりますが、現在のバンドール、グロリアにつきましては、先ほど申し上げましたように、外国から輸入して参ります同品質のたばこの関税率が、紙巻と葉巻とが三五五と二〇〇と違つていて、関係がございまして、その外国輸入葉巻との競争の関係をございまして、百八十円と五十円ということにきまつておるような次第でございまして、今後一般的に定価を考へ直すとき、あるいはまた新しく葉巻製品を出す、あるいはまた高級なたばこを出します場合におきましては、考へ方としては天田委員のおっしゃることがもとでございまして、十分その点を頭にに入れて参りたい、かように考へます。

もは心配されるんですが、そこで耕作及び葉タバコの生産がここ数年どういふふうに変つておられますか。生産部長御存じですかね、耕作反別及びその葉タバコの生産量、数年でいいから、
○説明員(坂口精君) 昭和三十一年から申上げますと、昭和三十一年が七万六千三百三十二ヘクタールでございまして、三十二年が七万二千五百二十八ヘクタール、三十三年が六万七千五百一ヘクタール、三十四年が六万一千八百八千九百七十二ヘクタールでございまして、三十六年は、ただいまから植付検査をやるわけでございまして、わかりません。量目、目方の方でございまして、三十一年が一億五千九百九十七万六千九百グラム、三十二年が一億四千七百七十七万八千キログラム、三十三年が一億二千八百五十九万六千キログラム、三十五年が一億二千六十五万二千キログラムでございまして。

参つたのでございまして、そこへもつて参つたのでございまして、消費が横ばいなし、一年は下降したのであります、下降いたしました、非常にストックが過剰になつて参つたわけでございまして、それによりまして公社といたしましては、種類によつて違ひますけれども、黄色種の方の在庫過剰が非常に著しくなりまして、三十一年以降減反を、これはわすかでございますけれども、はかつて参つたのでございまして、タバコ耕作にはいろいろな乾燥室その他の施設が要りますので、減反いたしますことは非常に耕作者に迷惑をかけることになりまして、自然に労働力関係等でやめたい方も相当あるわけでございまして。

普通耕作の旺盛なときでも、三〇程度の耕作者は常に新陳代謝をいたしているものであります。この減反の方法をいたしまして、なるべく耕作者に迷惑をかけまいとして、新しい耕作者に参加されることを拒む、こういうった消極的な減反をはかって参つたのでありまして、それによりましてようやく在庫が今年に至つて調整ができた次第でございます。現在、先ほど申し上げましたように、在来種は二十カ月分、黄色種とパーレー種は二十四カ月分をもつてこれを正常在庫と考えているのであります。黄色種が二五・九カ月、パーレー種が二五・二カ月でございます。パーレー種におきまして約一カ月半余り過剰でございますけれども、最近この製品たばこの売れ行きが非常に伸びて参つておりますので、こういうった過剰はむしろ私どもは非常に正常な、最もいい在庫量であるというふうに現時点では考えております。ところで、最近非常に製造たばこの販売が伸びておりまして、大体年率六〇ぐらゐは伸びるのじゃないかということをお社としていろいろ資料で算出したしておりますが、これを将来六・一〇ないし六・〇〇、ずっと直線的に伸びて参りますといたしますと、相当今後は葉タバコの不足を来たすということが見込まれるわけでございます。これにつきまして三十七年度以降、増反をはかつて参りたい。三十五年度まで減反をいたしまして、今年三十六年度足踏みをして参りたいというふうに考

えておる次第でございます。生産量が逐年減つて参つておりますのは、そういうわけでございます。

○天田勝正君 そのういたしますと、三十一年から三十五年までの間に、二万ヘクタール近いものが減反したのであるけれども、むしろこの減反は計画的減反であつて、農民の耕作意欲が落ちたがゆえにこうなつたということではない、そしてこれがむしろ今のところでは正常の姿である、こういうふうに承知してよろしいですか。

○説明員(坂口精君) 大体、この三十一年から三十四年くらいまでの間の減反は、大体計画的な減反でございます。三十五年並びに今年、計画をいたしましたのよりは、ややこの希望の方が下回つて参つております。また、ごく最近の耕作産地の気勢は相当落ちて参つておりまして、これはいろいろ農業の構造変化等も影響いたしました。御承知と思ひますけれども、タバコには公示面積、面積を公示いたしましたので、それから耕作者が耕作許可申請というのを下さるのですが、許可面積といたしましては、許可面積をいまして、検査面積が出て参りますが、タバコの耕作面積には三種類の、公示面積、許可面積、検査面積と、こうあるわけでございます。公示面積に對しまして耕作申請をなさる面積、それを公社は許可いたしますが、その面積が三十五年、六年、この二年はかなり落ちて参つております。耕作氣勢が過去よりははかかなり落ちて参つたという事は、主としてその原因は農業の構造変化にあると思ひますけれども、これらにつきまして今後公社といたしまして、

三十七年からの増反につきまして、いろいろ検討いたしておる次第でございます。ます。

○天田勝正君 この問題は政府の所得倍増計画にも、そしてまた今審議中の農業基本法にも関係が出てくるわけなんです。そう抽象的に農業の構造変化というだけでは、これは困ることなでは計画的に、増反するところも、今までは計画的に、増反するところも、希望者が多いのであるから、かなり意のままに行なへないということに事態ができた。こういうことになれば、これは何らかのことに対策を立てなければならぬし、原因においても単なる構造変化だからやむを得ないとはお答えにならないか、それに対する策といたしまして、何かしそれに對策というものがはつきり立てなければならぬと、この私どもは思つておるわけなんです。これは二年ともそうだとすれば、何らかすでお考えが公社においでござまつておられると思うのですが、今までのところは何かもうそういう對策というものはおやりにならないのですか。

○説明員(松隈秀雄君) 製造たばこの売れ行き増加に對しまして、将来葉タバコの生産を拡大して参らなければならぬ。現時点においては大体において正常在庫を保有して参りますが、三十七年度からは増反の方向に進まなければならぬという事は、ただいま生産部長から説明申し上げた通りであります。これがために、公社といたしまして長期五カ年計画を目前策定中でありまして、その中に葉タバコの生産増加はどうしたらいいかという施策を研究中でございます。葉タバコを増産する

るにつきまして、第一には収納価格の問題もあると思ひます。これも適正な収納価格をきめて参らなければなりません。それから、ある程度価格を引き上げましたも、最近の農業の機構の変化に伴ひまして、あまり手数のかかる作物は作りたくないと、こういうような気運が見えることも事実でありますので、できるだけ葉タバコの生産努力を減して、しかも収量なり品質なりをあまり落とさないように、われわれは力を省く省力栽培の方法を言つておりましたが、省力栽培の方法を大いに取り入れるべく各試験場を奨励して参るわけでありまして、それから、従来の黄色種にかえてヒックスという新しい比較的肥料が少なくても多量目的が達せられるような品種を、すでに六百町歩も導入しておりますが、これを漸次ふやしていきたいと思つております。

それから、在来種については、葉のしという仕事がございます。これがなかなか手数を要する、また若い世代からきらわれる原因の一つにもなつておりますので、できるだけ葉のしを省略してしぼり種という品種を研究いたしました。これにつきましてもすでに目算がついて試験的導入は行なつておるといふような次第でございます。そのほかに乾燥方法についても、これがなかなか手数を要しむずかしい問題でありますので、乾燥方法の機械化といふようなこと、さらに共同作業とかいふような方面につきまして、いろいろ工夫をこらして農民の耕作意欲が減退しないように、できればそれが向上するようになつていふことを考えているわけでありまして、

ずかしい問題でありますので、中央、地方にそれぞれ適当な協議会というふうなものをして設けたらという考えであります。さしあたりは本年度において、もう来年の反別をふやすという事であれば、本年中に地方に、産地を中心とした協議会を作りまして、県当局あるいは農林関係者、学識経験者、その他関係者の協議会を開いて問題点を隘路をよく検討して、公社において手を尽くすべき点についてはどういふ点が注文が出るか、それに従つて公社はどういふ手を打てるかというふうな点も十分考えていくようにしたいと思つております。

○戸叶武君 関連質問ですが、今生産部長と長官からの話を聞いて、私の方ではタバコの生産地ですが、附に落ちない点は、御承知のように、昭和二十八年度にMSA協定と余剰農作物の受け入れをやつて以来、小麦の輸入によつて小麦は席巻されてきた。次の段階における農業の上における構造変化の著しいものは、やはりタバコの問題でありまして、タバコは生産部長の言つたように、昭和三十年にたしか河野さんがアメリカに行つて以来、相当大量に葉タバコを押しつけられてきて以来、農民の受け取り方としては、非常に規格がむずかしくなつて、それから耕作を捨てた人はそのままになり、新しい加入を拒むという方式が強化されて、實際上先ほどの報告の数字で見られるような非常な減反になつたのです。その減反の要因の二つを要約すると、いわゆる政府は選択的拡大という表現で、構造変化を表現して参りますが、米やその他のものから見ると、

八

パコは骨がおれるだけで、手間にならぬ、金にならぬ。金になるようだが、肥料代が高いし、労賃に換算すると非常に低いものだ。それよりはむしろ酪農や果樹に転換した方が女房、子供まで泣かせないで済むという一つの転換の方式、それからもう一つは、規格がうるさくて、とても買いたたかれてしまつて、これは天候の関係からできが悪いというようないろいろの口実を言いますが、今から見ると、この五、六年というものは非常にきびしいのです。農民は非常に苦勞してゐる。値段はほとんどたたかれてしまつて、こういう形で減反がずっとこまで来たので、これから六多伸ばすといつて、今までの考え方を少し変えて、悪代官的の専売局から少しこやかにやろうとしても、すでに農村における構造変化といふものは著しいものがあつて、こんなに手間に合わないで、肥料代がかかつて、そして検査規格がうるさくて買いたたかれてゐるようなパコ、これにいつまでもへばりつゝいた日にはたれ死してしまつていゝ形で、パコに対する関心といふものが私は非常に薄くなつてゐると思ふのです。専売局は宣伝はうまいから、宣伝は上手にやるでしようが、消費者に対してはばこを吸わせるよりも、深刻な面といふものが耕作農民の中に流れてゐる点、それからもう一つは、やはり今の専売局との下請機関的のたばこ耕作組合、このやり方が下請的であつて、生産者の自主的の組織に向にならぬ。そこにこの生産者の声といふものが正しい意味において専売局にも伝わつてゐないし、またこの価格問題における、あるいは労賃に対する正しい

論争の対象になつてゐない。米があのようにならぬ。金になるようだが、決定されてゐるときに、また麦が貿易自由化の波によつて押しつぶされようとしてゐながらも、一つの抵抗があるときに、専売といふ名のもとにおいて、このタバコが一つの契約栽培でありながらも、妥當なる耕作者の利益が擁護されてゐない。非常に封建的、ボスのな支配のもとに押しつぶされてゐたこの事実が、今までもほとんど隠蔽されてきたんですが、これは当然今後においても問題になるので、今一番換金作物的な対象になるものはタバコと、それからもう一つビール麦です。独占資本であるビール会社の四社のカルテルの組織のもとに、たばこの耕作組合のまねをして、自主的な生産者の利益を擁護しない形で値段をたたこうといふ方式が出てゐる。これは今非常に農業基本法の問題をめぐつても、具体的なガソンとなるのは、専売公社のやり方と独占資本のビール会社の農民搾取のやり方で、これが一番私は今後やり玉に上げられる対象物としてこれはやらなくちゃならないので、抽象的な農業基本法といふより、農業基本法に内在する矛盾といふものはこの二つの面から火を吐くと思ふんですが、そういう点において、今までの答弁を見ると、なるほど裏の方がだんだんわかるが、清盛が衣で隠してゐるようによ、ちらちらとした答弁の中に、今までの専売公社のやり方が生産農民に対してどれだけ苛酷であつたか、冷酷であつたかといふことがわれわれでもくみ取れるんですが、この機会に何らかのもう少し反省をしないか、これはえらい爆発が起きると思ふ。私は答弁といふよりは、もう

時間がないようですから、あらためて何らかの機会にこの問題を取り上げて一つ掘り下げてみたいと思ひますが、当局ももう少しこの問題に対して研究してもらいたい。今すぐ答弁という形で用意はできないかもしれませんがね。

○永末英一君 新しい葉巻たばこを生産されるについて新しく製造施設を作られたと思ひますが、それは幾らくらい金をかけましたか。

○説明員(三枝正勝君) 特にこのパンドール、ゲロリアを作るために製造施設を新しくしたことじやございませんで、前からある施設をそのまま使用して行なつてゐるわけがございませう。

○永末英一君 人員は葉巻を生産するについてどれくらい使つてゐるんですか。

○説明員(三枝正勝君) ちょっと正確に工場の葉巻関係の従業員人数は記憶しておりませんで、必要でございませうれば、後ほど資料として提出したいと思ひます。

○永末英一君 パンドールを年間十五万本生産する。大体これは嗜好品ですから、手につければ毎日やはり吸うだろうという一応仮定を置きますと、三百六十五で割れば四百十数人になるんですね。しかも、このパンドールを生産しまして、一生懸命宣伝してやつてゐるけれども、結局四百十数人を相手に販売を考へてゐる、こういう計算なんです。ゲロリアは百五十万本だといふけれども、そういう計算で考へますと、お客さんは四千数百人であつて、大した数ぢやない、こういうことにならなれば、そういうような販売を考へる場合に、この葉巻たばこを生産するに

ついて、あなたの方では従来の施設を使うといつてゐるんですが、この施設の償却の見込み、さらにこれに従事している従業員には給料を払わなくちゃならぬ。販売としてこの程度の生産で専売公社は引き合ふのかどうか、その辺の見通しをお聞かせ願ひたい。

○説明員(松隈秀雄君) パンドールだけの抜き出しての今原価計算を持つておりませんで、先ほどお話をいたしましたように、消費税部分と、それから企業益と含めて、小売定価に対して五七・四〇程度の益を出してゐると、こういうこととございませんで、この製造を開始したことによつて利益がなるといふようなことはあるはずがなると、かように思つておられます。

○永末英一君 それは、小学校の生徒に言うのならそれでわかりますが、あなたはそのを生産するのだから、それに対してやはり生産施設も要れば人員もかかつておる。あなたの方のそれはんで利益率が五七・四といふことをお聞きしてゐるだけで、その中身をお知らせ願ひなれば、この問題わからなと思ふのですが、それはあとで知らしていただくと思ひますが、さらに一歩を進めて、この葉巻を作るためには外国種を輸入しておられますね。どれくらい輸入するのですか、年間の輸入金額予定。

○説明員(三枝正勝君) 原料といつたしましては、ゲロリアの関係の一番上に巻いておられます、ラッパーと申しておられますが、ラッパーの葉タバコは国内産であります、その他の部分、中巻きの部分、填充の関係はマニラなりある

いはバナナ等から輸入してゐるわけがございませんで。数量は、正確にどの程度の数量を輸入してゐるかといふことにつきましては、追つてまた資料として提出したいと思ひます。

○永末英一君 はなはだ不十分な答弁ですが、追つて知らしていただければいいのですが、日本のタバコ耕作をしてゐる農民の作るタバコからわれわれは葉巻たばこを作り、それを売り出そうと、こういうなら、原料代については日本国民に返つていくわけですよ。ところが、それを外国から輸入しておいて、そしてそれを安い専売益金を見込みながらこれを売る。あるいはこれをかうのが日本人でなくて外国人であるかもしれないが、その対象といへば、もし継続的に吸えば両方合して五千人に足らぬような一日平均です。そういう者のために専売公社は新しい二つの葉巻たばこを作ろうとする。そして専売益金はあがると、こういうお話ですが、先ほどのお話では、葉巻については二〇〇%の関税をかける、こういうことになると、一体これは国庫の仕事としてどつちが利益なのか。こつちははつきり二〇〇%あがる、こつちはいろいろ仕事をしておいて利益があがるかあがらないかわからない。総裁のお話としてはあがるということですが、現実においてはもうけがあがるかどうかからぬ。一体監理官は、専売公社がこういう新しいことをやることについて、国庫の姿から見た場合にどつちが一体有利だと考へておられるのか、この点を一つ伺ひたい。

○政府委員(谷川宏君) 葉巻の愛好者はまだ現在におきましてはそう多くはないのでございませんで、最近の販売状

況からいたしますと、だんだん戦前の販売数量に近づくような傾向が見えておりますので、国内におきましても葉巻を求めたいという人がだんだんふえて参つておられるわけでございます。そこで、今お尋ねのどちらが利益があるかということでございますが、公社といたしましては、葉巻につきましては、すべて外国の輸入品だけにたよっていくというよりも、やはり国産の葉巻というものをできるだけ合理的な原価をもちまして製造して需要にこたえたいという必要もございまして、外国との比較の関係も考えながら、需要に見合った製造をやつて参るということでございますが、それは今のパンドール、グロリアにつきましては定価と原価との関係を御説明申し上げますと、パンドール百八十円のうち総原価が六十二円三十一円でございますが、そのうち原料費が三十五円七十四円、労務費が十二円六十五円、材料費が九円四十七円、製造経費が三円八十七円、販売管理費が五十九円、合計総原価が六十二円三十一円、売り上げ利益が百三十二円九角、あとグロリアにつきましては、総原価が二十四円八十八円、売り上げ利益が二十一円十二円でございます。パンドールの場合におきましては、百八十円の中で原料費の三十五円七十四円、この大部分が葉タバコでございます。またグロリアの場合におきましては、五十円のうち原料費が五円三十四円でございますので、この大部分が葉タバコでございます。

いましたのは、現在、公社が輸入いたしますのは法律によつて関税をかけた輸入品でございますが、公社が専売利益を見込んで定価を定めて販売しておられるわけでございますが、その販売定価を、外国輸入品の販売定価を定めましておきましてこの関税率を参考に考へておられるわけでございます。どうして参りましておられるかということ、公社が輸入します場合には無税でございますが、一般の旅行者、あるいは日本に参ります外国人等が携帯を許されておる一定数量をこえた数量のものにつきましては関税がかかつておられるわけです。その一般旅行者その他日本に持ち込まれる無税で携帯を許されている以上の数量についての関税率が葉巻の場合には二〇〇分でございます。そこで、二〇〇分を基準にいたしまして公社が国内の販売定価を定めておられるわけでございますが、パンドールと品質が大体同様であると思われまますキューバ産のマジュスティックスと申しますのがございまして、これが定価が二百円でございます。販売利益はそのうち百八十四円ということになっております。そこで、先ほどのパンドール百八十円に対して百八十四円の利益、一方二百円に対して百八十四円の利益でございます。パンドールは五七・四の利益、マジュスティックスは五四の利益になっておりますので、この二つだけを比較いたしますと、パンドールの方が若干国庫によい利益をもたらしている。ほかのグロリアにつきましても、比較するものとしたしましては、本六十円の米國産のロアタンというのがございますが、これも大体同様な関係になっておりますので、結論から申

上げますと、できるだけ原価を切り詰め、そしてまた国内において公社がすべて外国の製品だけにたよるといふことは、販売あるいは國家の利益という考へ方を離れても、公社としては葉巻を作つて売り出すという考へ方を考へることがしつこくもつともであらうと思はれますので、今後できるだけ原価を切り詰め、國庫の利益をできるだけ上げていくという方向に努力をしたいと思はれますが、以上のようなことで必ずしも外国製品だけにたよつた方がよい利益があるかということではないことを申し上げたいと思はれます。

○永末英一君 今の御説明の中で、外國製品を輸入した場合よりも利益があるかというの、これはどうですかね。つまりパンドールを作るために、あなたの御説明の中で三十五円七十四円ですか、その大部分は輸入をしますというのですから、あつちにお金を払うので、利益率だけでなくて、日本の国内からあつちにお金を払うのだから、その分もやっぱり支払いになりますね。うちの金が出ていくわけですよ、外國へ。だから、大蔵省の金庫の中だけの計算でなくて、國民經濟全体として一体これを入力した場合には相手方に六十円なら六十円払つてしまふかもしれない、今のキューバ産の葉巻ですよ。これをかう者は、現在一体日本人が十五万本か百五十万本消費するの、たまたま外國人が日本に来て葉巻を吸いたいやつが葉巻がないのでうろろする、そこで売ろうというつもりで、日本が一流國であるということを示すため、に作ろうというの、これも経費がかかると、そうしますとこれは経費がかかり過ぎておられると思う。ただ単に今までの

のそらばんをはじかれただけで、パンドールの利益率や、グロリアの利益率を申されたと思うのです。われわれはやはりこれを作るためには、相當の経費が固定しているに違いない。そういうものを全然計算に入れずに、これを經營していく方法と、そんな少ない消費量なら、輸入した葉巻で、特殊な嗜好財ですから、さばいてしまふということ、どつちがどつちということ、真剣にお考へにならなければ、簡単なこんな二つの葉巻たばこを作つても、日本でもいいたばこができます、原料は全部よそのお国でございます、原料のであつては、どうも商売としていいことじゃないのじゃないですか。どうですか、総裁。

○政府委員(谷川宏君) ただいま御質問の中に、外貨の支払いという観点からどうかということでございますが、先ほど例にあげました二百円のマジュスティックス、これはCIF価格で七十三円十八円ということになっております。七十三円十八円というのは外貨で支払われる。一方先ほど申し上げましたように、パンドールの場合は、百八十円のうち三十五円七十四円が原料費でございます、大部分が葉巻たばこでございますので、これは外貨で支払う二百円のうち七十三円、百八十円のうち三十五円という比較から申しまして、外貨の支払高は輸入品の方が多い。またグロリアにつきましては、國産の葉も相當使つておりますので、グロリアにつきましては、一そう外貨の支払高というものは少ないということでございます、そういうものも十分総合的に考へたしまして、新しい製品を出そうというふうな

○永末英一君 このごろアメリカとイギリスの紙巻たばこの輸入が非常に多くなつておられる。それを許したために、日本の富士とかピースとか、それに競争するであろうところの商品の売り上げに影響がございましたか。

○説明員(松隈秀雄君) 外國製品を輸入いたして販売しておるのであります、その数量はきつめて少ない数量であります。ただいまのところでは、それがために専売公社が売り出しておられる高級たばこの伸びは、平均のたばこの伸び以上の伸びを示しておるので、その心配はないと思つております。

○須藤五郎君 今アメリカから輸入しているたばこの数量と代金、どのくらいですか。

○説明員(三枝正勝君) 昨年、三十五年間に輸入した總數量は約七億六千万本でございます。すべてのものを計算いたしました、本数に計算いたしましたので申し上げます、約七億六千万本でございます。それから、金額にいたしまして約三百六十万ドルでございます。それで、そのうちで三十五年度に販売を完了したものは約五億四千万本でございますので、その残余のものは三十六年度に越して、今後販売する、こういう状況になっております。

○須藤五郎君 この間泰野の葉タバコの栽培場を見学したときに、私たちが案内して下さつた方の話では、将来中国からタバコの葉を入れた意向があるのだということ、伺つたわけですが、そういう計画があるのですか。

○説明員(三枝正勝君) 戦前におきま

しては、中国から相当黄色種を輸入して、中国の葉タバコの状況等もわれわれ承知したいと思つてゐるわけでございますが、現在の政治情勢でございませぬ、なかなかその見本も取り寄せることはできないわけでございますが、見本を取り寄せることができ、そうして貿易もできるということになれば、その品質、価格によりまして、公社といたしましては、適当なものがあれば輸入してもいいのじゃないか、と、こういうふうな考へてゐるわけでございます。

○委員長(大竹平八郎君) 先ほどの戸叶君の質問につきまして、松隈総裁から御答弁願ひたいと思ひます。

○説明員(松隈秀雄君) 先ほどは農業基本法との関連、農業機構の変化に伴つて、將來のタバコ耕作が非常に問題であるというお話を伺つたのでありますが、われわれもその点は非常に心配してゐるところであります。長期五年計画を檢討してみますと、製造タバコの消費は年率六〇から七〇の割合で伸びていくのじゃないかと、かように考へます。そういたしますと、それに対応いたしましたら、葉タバコの生産増加をはかつて参らなければならぬ。そうしますれば、あらゆる手段を尽くして生産の確保をはかる。それにつきましては、先ほど申し上げたと思つておりますが、単に収納価格の問題だけではなく、また公社の従來の耕作農民に対する点について

反省をいたす点があるというふうな点はもちろん反省をし、売りもの、買ひものですから、供給者がなれないといふことになれば、これは非常に窮地に追ひ込まれるわけでありませぬから、何とかして供給者に公社に協力していただくといふ、こういう態勢を整へる必要がある。それがためには、今から必要なる手順次打つていくことが大切である、かように考へておりますので、御趣旨の点は公社でも最大関心事であつて、最善の努力を今後その方面に向けていきたい、かように考へております。

○戸叶武君 時間がなから、一点だけ済ませますけれども、総裁が売りの、買ひの、だといふ形において、生産者の立場は十分考慮すると確言されたが、問題は、国の利益になることだからいいのだといふような形で生産者を犠牲に供するといふやうな形は間違つてゐるのであつて、やはり収納価格の問題に対しては、契約栽培である以上、やはり団体交渉的な形式をとるかどうかが別問題として、私は団体交渉を持つなり、あるいは米価審議会のような一つの権威ある価格決定機関といふものがないと、このままでいくと、とにかく専売公社、お上の言ひ通りに動くタバコ耕作組合というボス組織によつて、それをボスの買収——温泉に連れて行つてやつた、どうしてやつたといふ形でもやつた、今までの旧時代的な生産者ごまかしの運営方式といふものは、私は納得がいかならないと思ふ。これは一番旧式なやり方なで、商売だからという形で、生産の面は無視されてきておりましたが、農水委員会においても、このところは穴

になつていて、どうも専売公社の問題に対してはメスが入れられないで、一つのタブー的になつておつた。しかし、背景には、国の利益だからといふ形において、そうしてこの生産農民といふものが犠牲を強要されたのです。が、こういう前時代的な、旧時代的なやり方といふものは今後許されないので、一つこれはしるべきときです。一つは、この問題に対して取組んでいきたいと思ひますが、総裁は一つ、専売公社として、ほんとうにこれにこたへるだけの資料も集め、われわれも本格的な取り組みによつて今の専売公社の持つてゐる暗い面を摘出して、一つは一大改革をお願いしておきたいと思ひますから、御協力をお願いいたします。

○木村禎八郎君 来年あたり、やはり消費税の減税の問題はどうしても起つてくると思つてゐます。そういう場合に、たとへばタバコの消費税を下げた場合、専売公社の經理の方にどういふふうな影響を持つてくるのか。その点、どの程度にやはり消費税を下げるかといふことも問題になつてくると思ひます。經理にどういふふうな影響をしますか、實際問題として。

○説明員(松隈秀雄君) 税制調査会では最近調査を再開いたしましたので、本年度は間接税について軽減すべしという世論が強いから、間接税の軽減の問題を取り上げると思つてあります。その場合において一番問題になるのは酒税の引き下げであると思つてあります。酒とタバコというものが引き合ひに出されますから、タバコの消費税部分を引き下げるといふことは当然問題になると思つてあります。が、まだ全体として間接税にどれだけの減税財源を予定するか、それからそれに対してその中で酒税は幾らくらいが見込めるか、その見当がついておりませぬので、タバコの方をどのくらい消費税を下げるべきであるかといふことについては、今のところ何とも申し上げることはできないと思つております。それから、タバコを下げた場合においてどうなるかという問題であります。タバコの場合には、消費税部分と益金部分が一体となりまして、大体において小売定価の六六〇程度のものを国及び地方団体に納付してゐるというのが現状であります。そこで、消費税部分がわかりにくいから下げるといふ場合に非常にむづかしいのであります。が、結局国民大衆が安い小売定価のタバコを買ふ、こういうことがすなわち消費税の減税に当たるわけでありませぬ。そうなりますといふこと、現在の小売定価を動かすといふことになるわけでありませぬ。この動かし方が酒の場合よりは非常にむづかしいわけでありませぬ。現在大体十本当たり五円間差で並んでおります。そこで、全部について五円引き下げるといふことであれば、消費間の移動は目立たないと思つてあります。上級品はたとへば据え置いて、中級、下級品を下げるといふようなことでもするといふこと、下げる銘柄と下げない銘柄があるいは下げる率が進むといふようなことになりませぬ。消費間の移動といふことが相当激しく出てくるのではないか、かように考へますので、タバコ小売定価の変更には酒の場合以

上にもむづかしいことがあると思つてあります。酒の場合には、御承知の通り千円をこえる酒もあれば、四百円台の酒もあるもので、相当値段の幅がありますから、あるものを少しいじつてもすぐにそれが著しく他の酒の方に消費が移るといふことではございませぬけれども、タバコの場合には五円刻みといふことであります。ために、もしその間差があるところで十円開きの間差になるといふようなことになると、消費の移動はかなり大きく影響して参る。そこで財源があつて全部一律に、たとへば五円下げることができると、それができない場合に下級品を下げるとして、そういう大幅な下級的な下級商品への消費の移動をどう防げるか、こういう点を十分検討しないと、今にわかにお答えを申し上げかねるわけでありませぬ。

そういうふうな今度は減つて参りました場合におきまして、生産費の七割程度のものでタバコの代金でありまして、これは今もお話がありましたように、最近の農産物の傾向からいへば、上がろうとも下がるということはない。労賃、材料費ともに今後下がるであらうといふ見通しのものはないわけでありませぬ。それから、小売人の手数料に下げるとすれば、小売人の手数料といふものは現在八〇及び八・五〇という二段階になつておりますが、これも売り上げが下がれば小売人の手数料が減りますから、小売手数料の歩合引き上げの問題が同時に出てくると思ひます。そういうことからいいたしますれば、小売定価の引き下げを実現した場合においては、公社の地方団体に納めませぬ、タバコ消費税が、これが価

第五部 大蔵委員会會議録第二十四号 昭和三十六年五月十八日【参議院】

格の府県と市町村とで一、九〇％です。それから、これの方も減るから、地方団体の財源補てんの問題が起り、それこれ考えますと、地方団体にかなりな財政面の悪影響がある。しかし、それを忍んでも、どのくらいの財源を用意するから、この小売定価は改正すべきであるかどうかというところは、税制調査会が検討し、その答えいかんによってさらに政府がお考えになることだと思っております。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○天田勝正君 民社党は、この法律案には反対をいたします。

元来、私どもは大衆にそう影響のないものといまして、この法律案には賛成するつもりで参つたのでありますけれども、しかし、だんだん質疑を重ねるに従って、これは反対せざるを得ないという結論に達しました。そのことはすでに質疑においても各位もお聞き取りいただいたと思っておりますが、もともとこうした高級たばこが一般の大衆たばこに比してその利益部分なり税金部分なり、要するに国家に貢献する比率がきわめて低いというところはとうてい納得しがたいところであり、特にアストリアのごときはそうした利益、税金部分というものはわずかに一七〇にすぎない。一般の紙巻が六六〇に比較いたします。

ならば、これは全体の数量が少ないのでありますから、直ちにもって大衆たばこにこれらを転嫁しているとは申しかねますけれども、しかし、理論的には何としても納得できないところでございます。

次には、この国内産業タバコの耕作反別及びその生産量の推移でございますが、これまで三十五年以降におきましては、なかなか公社の思うようにその生産が確保されたいという状態が明らかでありますし、しかもそれが今日叫ばれております所得倍増計画には一向この状態をもつては貢献しない、こういうふうな私どもは考えるのであります。かりに、たばこ消費自体が年率六〇の伸びを示しても、農民の立場からいいますと、倍増どころか現在の所得もとうてい確保されないというところが明らかでありますし、またこの高級葉巻たばこそれ自体が、要するに日本産をもつて作るのではなくして、大部分の原料はこれは外国産をもつて作るのだ、これはどうもはなはだおかしいのであります。こういう観点からいいたしても、これはむしろない方がかえって国のためにもいいとさえ私は極言できると存じます。

そういう理由からして、この法律案には反対をいたします。

○須藤五郎君 私も簡単に反対の意見を述べたいと思つて、この法律案を説明されましたが、私も同じような意見を持つもので、嗜好品といながら、私は奢侈品にも類すべきという高級たばこが、大衆たばこよりも税率のごく低いこと、この点におきましても私は大きな不満を持つものであります。したが、ごくわずかの人が吸わないという高級たばこを、いろいろな不合理な条件のもとに製造すること自体が私はおかしいと思つたので、この法案に對しましては反対をいたします。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でございます。よつて、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。速記とめて。

〔速記中止〕

ても私は大きな不満を持つものであります。したが、ごくわずかの人が吸わないという高級たばこを、いろいろな不合理な条件のもとに製造すること自体が私はおかしいと思つたので、この法案に對しましては反対をいたします。

○委員長(大竹平八郎君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大竹平八郎君) 多数でございます。よつて、本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(大竹平八郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。速記とめて。

明を聴取することにいたします。

○政府委員(西原直康君) たいまお話しございました大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案につきまして、補足説明させていただきます。

大阪府及び大阪市におきましては、阪神地域の経済的發展に即応して、大阪港及び堺港の整備、臨港工場用地の造成、並びに関連の工業用水道、貨物鉄道整備などの画期的な総合計画を立てまして、その一部は現在実施中でございますが、その総事業費は千四百四十億圓、そのうち起債対象事業の事業費は七百七十億圓を予定されております。このように事業費自身が非常に多額でございますので、この七百七十億圓のうち三百五十八億圓程度を外債発行によって調達するというので、さしあたって三十六年度におきましては九十億圓相当額の外債発行を行なう予定にしているわけでございます。こういうようなことから、この外債について、大阪府と大阪市が合同して発行を行ないますその元利払い等について政府は保証を行なう必要がございますので、この法律案を提出した次第でございます。

この法案の第一条は、ただいま御説明申し上げましたような元利保証に関する規定でございます。財政法の第十五条第一項によりまして、国が債務を負担する行為をいたしますときは、法律に基づくもの、あるいは歳出予算の金額、または継続費の総額の範囲内におけるものほか、あらかじめ予算をもって国会の議決を経なければならぬことにされております。ま

た、法人の債務に対する政府の保証は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第三条本文の規定によりまして、原則として禁止されておるところでございます。本案の第一条第一項は、法律に基づく債務負担いたしましたして国会の議決を経ることとしているものであります。また、財政援助の制限に関する法律の特例をも定めているものでございます。これが大体第一条でございます。

第二条の關係は、外債債に対する税制上の取り扱いであります。その性質上、諸外国が発行した外債債や日本の戦前の外債債に対する税制上の取り扱い等を勘案いたしまして、通常行なわれております原則によつて外債債に対する税制上の取り扱いを定める必要がございます。政府あるいは政府関係機関または地方公共団体の発行する外債債につきましては、諸外国が発行した外債債の例を見ましても、また戦後わが国が発行し、また発行するようなことを考えますと、利子や償還差益等について租税その他の公課を課さないのが原則となっております。今回の外債地方債につきましても、これらの例にならぬとして、租税その他の公課を課さないこととしたものでございます。

もちろん、この場合今回の非課税措置は、わが国の税法上、日本に源泉のある所得について総合課税を受ける者、すなわち税法上の居住者、外国法人、日本に事業を有する非居住者、日本に事業を有する外国法人等に対しましては適用しないこととしております。この点は一般外債債発行の際の税制上の取り扱いの原則に沿つたものでございます。

た、法人の債務に対する政府の保証は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の第三条本文の規定によりまして、原則として禁止されておるところでございます。本案の第一条第一項は、法律に基づく債務負担いたしましたして国会の議決を経ることとしているものであります。また、財政援助の制限に関する法律の特例をも定めているものでございます。これが大体第一条でございます。

次に附則でございますが、三十六年度におきまして大体九十億円の外貨債の発行が予定されているわけでございますが、普通の場合には、一般的にはよく予算総則によりまして、政府がその予算総則で定める限度において元利保証をするというのが通例でございます。今回この昭和三十六年度におきまして大阪府及び大阪市の外貨地方債につきましては、三十六年度予算を作成しました後に生じた問題でございます。そのために通例の予算総則によることができません。特に保証の限度をこの法律の附則において定めまして、国会の議決を経ることとした次第でございます。

以上簡単でございますが、この法案の提案につきましての補足的説明をこれで終わらしていただきたいと思えます。

○委員長(大竹平八郎君) 質疑は後日に譲りまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、機械類賦払信用保険特別会計法案(予備審査のための付託は二月二十五日)

昭和三十六年五月二十九日印刷

昭和三十六年五月三十日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局